



しゅわ
手話ってどうい
うものですか？

しゅわ おんせいげんご にほんご こと げんご
手話は、**音声言語である日本語と異なる言語**
であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に
ひょうげん げんご
表現する言語です。
げんご にほんご えいご ご ちゅうごくご
言語には、日本語、英語、フランス語、中国語
しゅわ げんご みと
などがあり、手話も言語の1つとして認められています。



しろうし こころ
宍粟市みんなの心つなぐ
しゅわげんごしょうれい
手話言語条例って
どうしてできたの？

しゅわ げんご にんしき もと
手話が言語であるとの認識に基づき、
しゅわ りかい ひろ そうご
手話の理解と広がりをもって、相互に
じんかく こせい そんちよう ちいき ささ あ
人格と個性を尊重し、地域で支え合い、
しゅわ つか あんしん く
手話を使って安心して暮らすことができる
しろうし めざ じょうれい せいてい
宍粟市を目指し、条例を制定しました。



じっさい わたし
実際に私たちは
なに
何をすれば
いいのかなあ？

し せきむ しゅわ たい しみん りかい ひろ しゅわ
(市の責務) 手話に対する市民の理解を広げ、手話を
つか かんきよう し さく すいしん
使いやすい環境にするための施策を推進します。
しみん やくわり しゅわ りかい ふか し
(市民の役割) 手話への理解を深めていただき、市が
すいしん し さく きょうりよく
推進する施策にご協力ください。
じぎょうしゃ やくわり しゃ りよう ていきよう
(事業者の役割) ろう者が利用しやすいサービスを提供し、
ろう者 はたら かんきよう せい び きょうりよく
ろう者が働きやすい環境の整備にご協力ください。



ことば せつめい しゃ ちやうかく (みみ) しょうがい ひと しゅだん しゅわ つか ひと
言葉の説明:「ろう者」とは、聴覚(耳)に障害のある人でコミュニケーション手段として「手話」を使う人のことです。
ちやうかく しょうがい ひと しゅわ ひつだんなどじん ひつよう ほうほう こと
聴覚に障害がある人すべてが手話ができるわけではありません。筆談等個人によって必要なコミュニケーションの方法が異なります。

にちじょうせいかつ

ばめん

日常生活におけるいろいろな場面

なんのはなしをしているのかな？
ぼくのことなのかな？



まわりのみんなが、すこしでも
しゅわができたならうれしいな！



はなししているひとがうしろをむいて
いたり、マスクをしていると、くちもとがみ
えなくて、はなしをしているのかどうかも
わからなくてこまるなあ...

テレビにしゅわが
ついていると
わかりやすく
いいな...



せんせいが、だいじょうぶ
についていることしかわから
ないな～
かいてもらってもよくわから
ないから、とりあえず
うなづいておこうかな...



しゅわつうやぐがあるので、
せんせいのせつめいが
よくわかってあんしんだな...



しゅわではなしていると、じろろ
みられていやなおもいをしたことが
あります。

じょうれい で き あ
～条例が出来上がるまで～

しろう しょうかい しゅわ げんご じょうれい せいてい ようほう う
宍粟ろうあ協会より手話言語条例制定の要望を受けて、
しゅわげんごしょうれいけんとういんかい せっち いんかい いん
手話言語条例検討委員会を設置しました。委員会委員

には、当事者団体代表・学識経験者
しゅわつうやくしゃ しみんだいひょうかたがた さんか
手話通訳者・市民代表の方々に参加

していただき、当事者の想い・声を
と い じょうれいあん さくせい
取り入れた条例案を作成し、
しちやう ていしゆつ
市長に提出していただきました。



平成28年1月21日(木曜日)嘉田委員長(中央左)より
「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例(案)」が
福元市長(中央右)へ提出されました。同席された
宍粟ろうあ協会の藤田会長(左)と八木事務局長(右)